

平成 24 年 11 月 6 日 (火)

ゆとりとみどり振興局企画部担当係長、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との予備交涉及び事務折衝

(局)

- ・平成 24 年 12 月期勤勉手当への人事考課制度の評価結果の反映について、順位付けの際に使用する所属長が認める客観的な基準に関する申し入れを行いたい。
- ・給料表別、職位別の区分を基本とした相対区分別の順位付け基準は、能力区分、組織運営区分、各評価項目の点数、現級在級年数、採用年次、給料表号級と定める。

(支部)

- ・一時金における成績区分のためということであるが、本年 8 月の制度改革によって、多くの組合員が定期昇給がないという異常な事態となり給与制度、人事制度が破壊、破たんした状態であると認識している。
- ・そうした中で、一時金については、市側が今後さらに成績率の導入による格差を持ち込むのではないかと危惧している。
- ・その意味からも、本日の説明は、組合員にとっても意味を持つものである。支部、所属での交渉事項としては、制度の根幹まで対象としがたいため、提案内容については当局の状況として理解できるものであり、やむを得ないことから判断する。
- ・引き続き、今後も労働条件にかかわる事項については誠意をもって対応されたい。